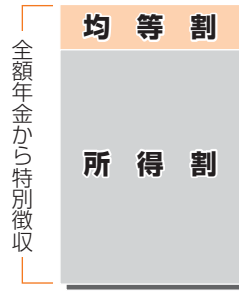


特別徴収の対象となる市・県民税額

公的年金所得のみのかた

○年金所得にかかる、市・県民税の所得割額と均等割額の総額が引き落としされます。

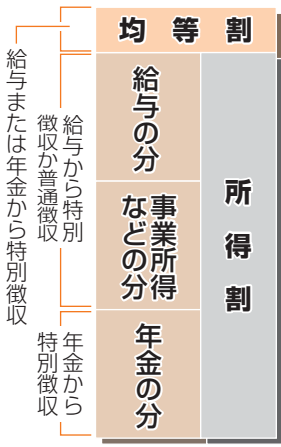


公的年金以外に所得があるかた

○年金以外に給与所得があり、均等割額を給与から特別徴収されている場合は、年金所得にかかる所得割額のみが引き落としされます。



○事業所得など他の所得があるかたは、給与からの徴収方法に応じて、給与特別徴収または普通徴収(金融機関などから納める方法)になります。



特別徴収の方法

年6回の公的年金支払時に、社会保険庁などが特別徴収を行い、翌月10日までに市に納入します。なお、新たに特別徴収になるかたと特別徴収2年目以降のかたでは徴収方法が異なります。

●初年度(初めて引き落としされる年度。21年度は対象者すべてがこの方法です)

初年度				
普通徴収 【納付書で納める】		特別徴収(本徴収) 【年金から引き落とし】		
6月	8月	10月	12月	2月
年税額の 4分の1	年税額の 4分の1	年税額の 6分の1	年税額の 6分の1	年税額の 6分の1
例 収入が公的年金のみで、平成21年度の年税額が30,000円の場合				
8,000円	7,000円	5,000円	5,000円	5,000円
年税額の半分(15,000円)を2回に分けて納付します(千円未満の端数は6月)		年税額の残り半分(15,000円)を3回に分けて引き落とします(百円未満の端数は10月)		

- 年度の前半(普通徴収) 年税額の4分の1ずつを、6月と8月に金融機関などから納付書または口座振替で納付していただきます。
- 年度の後半(特別徴収) 年税額の6分の1ずつを、10月・12月・2月に年金から引き落とします(本徴収)。

●2年目以降(前年度から継続して引き落としされる年度)

2年目以降					
特別徴収(仮徴収) 【年金から引き落とし】			特別徴収(本徴収) 【年金から引き落とし】		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年度2月と同じ額を徴収			年税額の残りを3分の1ずつ		
例 収入が公的年金のみで、年税額24,000円の場合					
5,000円	5,000円	5,000円	3,000円	3,000円	3,000円
前年度の10月・12月・2月で徴収された額と同じ金額を引き落とします			年税額(24,000円)から仮徴収で特別徴収した額を差し引いた額(9,000円)を3回に分けて引き落とします		

- 年度の前半(仮徴収) 前年度2月と同じ額を、4月・6月・8月に年金から引き落とします(仮徴収)。
- 年度の後半(本徴収) 年税額から年度の前半で引き落とした分を差し引き、残りの税額を3回に分けて10月・12月・2月に年金から引き落とします(本徴収)。

市県民税の年金からの引き落とし(特別徴収制度)は、納税方法を変更するもので、これにより新たな税負担が生じるものではありません。